127　謝金等給付規程

（目的）

第１条　この規程は、特定非営利活動法人最終処分場システム研究協会（以下「当協会」という。）の事業活動に伴う会員への謝金の支払いに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（支給額の決定）

第２条　本規程は、当協会が特定非営利法人であることを踏まえ、当協会の事業活動毎における謝金等の上限額を定める。この上限額の範囲内において所管委員会は、その事業活動の種類・作業量・難易度に応じて支給額を定めることができる。なお、支給は理事長または所管委員会が事務局に要請し支払う。

（業務謝金上限額）

第３条　業務従事者一人当たりに給付する謝金上限額は、業務内容１件につき、一律5,000 円とする。ただし、その他事業における受託業務に対してのみ、業務内容１件につき、従事者一人当たり一律 20,000 円とする。

業務内容は、報告書、請負金支払計算書、契約書、仕様書、見積書、開催案内、委嘱状などの関係書類に基づき確認する。

具体的な業務とその内容および各謝金上限額は第４条に示す。

（謝金給付対象業務および内容）

第４条　謝金給付対象となる業務とその具体的内容および各謝金上限額は、以下のとおりとする。

	業務	事業種別	法人税法上の事業種別	受託	内容	金額（円）	所属先書面承認	傷害保険申請
①	講師	非営利	非収益		当協会が開催する講演会、セミナー等	5,000	不要	不要
		その他	収益		機能検査者資格認定講習	5,000	不要	要
		その他	収益		機能検査者資格認定更新講習	5,000	不要	要
		その他	収益	受託	他団体の講習会	20,000	要	要
②	助言・援助	非営利	非収益		現地調査	5,000	不要	不要
		非営利	非収益		技術的な助言	5,000	不要	不要
③	開催運営	その他	収益		機能検査者資格認定講習試験	5,000	不要	要
		その他	収益		機能検査者資格認定更新講習	5,000	不要	要
④	受託研究	その他	収益	受託	他団体から委託された研究	20,000	要	要
⑤	技術指導	その他	収益	受託	最終処分場機能検査	20,000	要	要
		その他	収益	受託	他団体への技術指導	20,000	要	要

（謝金の支払い方法）
第 5 条 謝金は、原則として本人に支払うものとする。所属先の書面承認が不要な謝金については、受領の可否を各自の責任において事前に確認する。
　2 本人が所属先の規則等により謝金を受領できない場合は、その所属先企業・団体等に支払うことができる。
　3 謝金の支払いは、本人またはその所属先企業・団体等の指定する金融機関の口座への振込により行う。
ただし、本人が希望し、かつ現金払いが可能な場合に限り、現金で支払うことができる。
　4 支払事務にあたっては、支払計算書を作成し、法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行う。
ただし、所属先企業・団体等に対して支払う場合は、源泉徴収をしない。

（定め無き事項）
第 6 条 この規程にない事項が生じた場合は、理事会にて協議・決定する。

（規程の改廃）
第 7 条 この規程の改廃は運営委員会が起案し、理事会の議決による。

　付　則
この規程は令和 6 年 10 月 17 日から施行する。
　本規程の施行に伴い、謝金額が本規程の金額上限を超える規程等は、本規程に基き該当箇所を改定する。

改定履歴
2024 年 12 月 17 日改定
2025 年 12 月 18 日改定（施行 2026 年 4 月 1 日）
2026 年 9 月 10 日改定